

に補任せらる。

【總持寺文書】 鳳至郡

三三四

補任 能登國樺比庄桑谷田村内

儲岡寺院主職之事

大法師 定員

右人、任光師定賢律師讓所被補任也。寺田畠已下任例致其沙汰、可抽天長地久御祈禱忠勤之狀、所仰如件。

正慶二年三月六日

在判

(桑谷田村は桑谷内村の誤寫なるべく、應永六年六月の總持寺領目錄に見ゆる桑屋村に同じかるべし。之を桑屋村及び田村なるべしと解するものあるは非なり。一寺にして二村に互ることあらざるべければなり。)

四月朔日。假掲

【永光寺文書】 鹿島郡

三三五

能登國永光寺

右寺可致御祈禱精誠、令御願成就者、當國若部保可有御寄進當寺之由、可經奏聞者。依^(護良)一品親王令旨狀如件。

元弘三年四月一日

左 少 將

(この文書は、護良親王が鹿島郡永光寺に與へ給ひしものなりといふ。然れども文章令旨の體を備へざるのみならず、原本左少辨の下に花押を缺き、殊に同寺文書元弘三年八月十三日源朝臣國宣と筆跡同一なるもの如く思はる。これを以て今姑く疑を存し、敢へて後考を待つ。)

六月廿五日。江沼郡福田莊・菅浪郷總領地頭兼菅生社神主狩野賴廣、軍忠を致さんが爲に上洛せしことを足利高氏に告ぐ。

【狩野文書】

三三六

加賀國福田庄・菅浪郷總領地頭、兼菅生社神主狩野彦五郎賴廣、爲致軍忠馳參今月二十一日。仍以此旨可有御披露候。恐惶謹言。

元弘三年六月二十五日

藤原賴廣

進上 御奉行所

(足利高氏) 承了 在判

六月。能美郡府南御供田地頭建部賴春、軍忠を致さんが爲上洛せしことを足利高氏に告ぐ。

【南禪寺文書】 山城

三三七

加賀國府南御供田地頭孫四郎賴春申、今月十二日令馳參御方候之上者、於向後可致軍忠候。以此旨可有御披露候。恐々謹言。

元弘三年六月 日

建部賴春狀

進上 御奉行所

(能紙)筆神藏 承了 御判

六月。能美郡八幡一分地頭八幡尙成、軍忠を致さんが爲上洛したることを足利高氏に告ぐ。

【菊大路文書】 山城

三三八

加賀國御家人八幡一分地頭彦七尙成、爲抽軍忠馳參候。以此旨可有御披露候。恐惶謹言。

元弘三年六月 日

橋 尙成 上

進上 御奉行所

(足利高氏) 承了 在判

(橋尙成の八幡彦七なることは建武二年六月十九日の條に見ゆ。)

七月十五日。假掲

【大野湊神社文書】 石川郡

三三九

加賀國富永御厨佐那武社大宮神主職事、忍西當知行之由被聞食了。神領已下致興行沙汰、可專御祈禱之由、被仰下也。仍悉之如件。

元弘三年七月十五日

右 少 辨 在判

【大野湊神社文書】

三三〇

忍西權律師所望事、依有御祈禱忠、爲別勅故所被任也者。天氣如此、仍悉之以狀、如件。

元弘三年七月廿日

右 少 辨 在判

(この文書は、忍西を加賀郡佐那武社の神主職に補